

# 入札公告

次のとおり物品について一般競争に付します。

平成29年5月10日

国立大学法人東京芸術大学長 澤 和 樹

## 1. 競争入札に付す事項

(1) 調達物品及び調達数量等

国際芸術リソースセンター（仮称）3階内書架 一式

（別紙仕様書のとおり）

(2) 納入期限 平成29年7月26日

(3) 納入場所 東京芸術大学 国際リソースセンター（仮称）3F

## 2. 競争参加資格

(1) 東京芸術大学契約規則（以下「契約規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約規則第3条の規定に該当しない者であること。

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成29年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(4) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること及びその他契約規則第4条の規定に基づき、東京芸術大学長（以下「学長」という。）が定める資格を有する者であること。

(5) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8

東京芸術大学戦略企画課財務管理室契約係 小林 丈則

TEL050-5525-2053

(2) 関係書類の提出期限 平成29年6月1日 17時00分

東京藝術大学附属図書館  
国際芸術リソースセンター（仮称）3階内書架  
仕様書

平成29年5月

## 1. 目的

東京藝術大学上野校地内に国際芸術リソースセンター（仮称）が建設され、建物の3階を附属図書館の一部として使用する予定となっている。

附属図書館は、1世紀以上の長い歴史をもち、約35万点の蔵書の8割近くは、芸術関係の資料であり、文字通り、日本における代表的な芸術リソースの拠点の一つである。

附属図書館では、この場所を開架書庫として整備するため、固定書架を設置するものである。

## 2. 調達品名及び調達の範囲

### 2.1 調達品名

国際芸術リソースセンター（仮称）3階内書架 一式

### 2.2 調達の範囲

調達物品及びその設置に必要な部材、搬入、組立・設置工事、調整を含む。

## 3. 構成

### 3.1 数量等

総棚段数 2,010段（W900 1,968段・W600 42段）

種別	段数	連数	台数	備考
単式①	7	2	4	背板付 D240～270
単式②	7	4	4	内1連 W600 背板付 D240～270
単式③	7	4	2	背板付 D240～270
単式④	7	8	1	背板付 D240～270
単式⑤	7	3	2	背板付 D270～300
単式⑥	7	4	2	背板付 D270～300
単式⑦	7	6	1	内2連 W600 背板付 D270～300
複式⑧	7	5	11	D240～270
複式⑨	8	5	5	D240～270
複式⑩	7	10	3	D240～270

\*ただし、背板は背当りでも可。7.1(10)を参照

### 3.2 配置等

配置等は「別紙1」の平面図、及び「別紙2」の断面図を参照（建物に関する寸法を除き、参考寸法）すること。

#### 4. 納入場所

東京都台東区上野公園 12-8

東京藝術大学国際藝術リソースセンター（仮称）3F

#### 5. 納入期限等

##### 5.1 納入期限

平成 29 年 7 月 26 日（水）

##### 5.2 作業日の確定

受注者は作業を円滑に実施するため、契約締結後速やかに発注者と協議の上、作業日程表を提出し、作業実施手順を打合せること。

#### 6. 技術要件の概要

- (1) 本調達に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「7. 調達物品に備えるべき技術的要件」で示す通りである。
- (2) 固定書架の主要鋼材、部品等はすべて JIS 規格品相当以上であること。また国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証規格（ISO9001）及び環境マネジメントシステム規格（ISO14001）認証取得工場による製造とし、グリーン購入法適合製品であること。
- (3) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- (4) 技術的要件は、本学が必要とする最低条件を示しており、入札物品の性能等がこれを満たしていないと判定された場合には、不合格となり落札決定の対象から除外する。

#### 7. 調達物品に備えるべき技術的要件

##### 7.1 棚部

- (1) 棚部は、支柱・棚板・袖板・背板（もしくは背当り）・台枠及び各連結部材等により構成されている単柱式鋼製書架であること。
- (2) 書架本体は、日本工業規格 JIS-S-1039（書架・物品棚）に準拠した製品であること。
- (3) 地震係数は、 $K=0.1$  以上であること。
- (4) 書架本体の高さは 2600～2650mm 以内であること。
- (5) 支柱は、25～38mm ピッチで掛け孔が空いており、簡単に棚板の上げ下げができること。
- (6) 1 連の幅は、柱芯々 900mm の場合、有効寸法は 890mm 以上、柱芯々 600mm の場合、有効寸法は 590mm 以上であること。
- (7) 棚板の有効奥行き寸法は、「別紙 1」の①～④、⑧～⑩は D240～270mm、⑤⑥⑦は D270～300mm であること。
- (8) 棚板の厚みは、20～25mm であること。
- (9) 袖板の高さは、棚板上面から 135mm 以上であること。
- (10) 単式には背板もしくは背当りを付けること。背当りの場合、背当りの高さは、棚板上面

から 30mm 以上であること。

(11) 棚板最大積載質量は、40kg/段以上であること。

(12) 8 段の場合、上部 3 段に、7 段の場合、上部 2 段に書籍落下防止対策を施すこと。

## 7.2 安全性

(1) 各固定書架の上部に転倒防止つなぎを有すること。転倒防止つなぎは、地震によって振幅が広がる上部の揺れを抑え、棚本体のねじれを防止する効果を発揮すること。

(2) 各固定書架は、床固定または壁固定のための金物部品を有すること。

(3) 壁固定の際は LGS 下地を専用探知機で検出し、そこに書架固定金具（色は黒）を打ち込むこと。

## 7.3 塗装

(1) 塗装面は平滑で塗膜の厚さ・光沢・色調が均一で、塗りムラや垂れ等の不備がないこと。

(2) 日本工業規格 JIS-K-5961 及び JIS-K-5962 に規定する塗料と同等以上の静電粉体塗装仕上げとし、見えがかりの塗膜厚は 50 ミクロン以上であること。

(3) ホルムアルデヒド放散量が F☆☆☆☆ 相当の規定値以下の塗料を使用すること。

(4) 塗装色は黒とし、色見本を提出し発注者の承諾を得ること。

## 8. 搬入・施工

(1) 作業の実施に際して、物品及び建物施設等を損傷しないよう十分注意し養生すること。なお、損傷を与えた場合には、受注者の負担により原状に復すること。

(2) 原則として組み立ては、ボルト・ナットを使用すること。現場施工期間は火気厳禁とする。

(3) 設置作業等で発生した部材梱包材や養生材等は、受注者が責任をもって回収すること。

(4) 設置作業後は、塵埃等が残らないよう床を清掃すること。

(5) 書架の据付、調整は受注者が実施し正常に機能することを確認すること。

(6) 書架の据付の際は、床・壁面に埋設している設備配線・配管に損傷を与えないようにすること。

## 9. 指揮監督

受注者は、作業従事者に対する指揮監督者を置くこと。発注者は、本作業の実施にあたる連絡調整は指揮監督者との間で行うこととし、指揮監督者は、発注者の指示等を確実に全作業従事者に伝えるとともに、その責任において作業従事者の指揮監督及び作業を行うこと。

## 10. 進捗状況報告

(1) 受注者は、作業開始前に、当日の作業に従事する人員、作業内容、作業時間の変更等の有無について発注者に報告すること。

- (2) 受注者は、作業当日の作業予定、作業実施状況及び終了時の報告を発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、作業の内容及び不測の事態もしくは事故が発生した場合には、速やかにその内容等を発注者に報告し、指示に従い解決を図り、その経過を報告すること。

#### 11. 安全確保、事故防止及び補償

- (1) 受注者は、学内の車輛運搬については充分安全を期すること。また安全を確保する必要があると判断される時は、交通保安員を配置し、歩行者等の誘導を行うこと。
- (2) 受注者は、作業の実施にあたっては必要な関係法令を遵守し、第三者のほか受注者の従業員及び発注者の職員等の安全確保に万全を期するとともに、安全作業に努め、事故の絶無を期すること。
- (3) 本作業中に人身事故、建物損傷、物損事故及び移転物品の損傷等が発生した場合には、発注者に報告し、受注者の責任において弁償もしくは原状に回復すること。
- (4) 図書館改修工事業者と工程等の調整を行うこと。

#### 12. 遵守事項

- (1) 受注者は、本作業等の実施にあたり、業務上知り得た事項について、第三者に漏洩しないこと
- (2) 作業従事者には、名札、腕章等の着用などにより、当該人が本作業の従事者であることが明らかに確認できるようにしておくこと。
- (3) 防災には特段の注意を払うこと。特に、指定した場所以外で喫煙しないこと。
- (4) 作業に直接関係のない場所へは立ち入らないこと。

#### 13. 保証

- (1) 保証期間は検査後1年とし、設計・製作・施工の不備により生じた故障は、無償にて速やかに修復すること。
- (2) 引渡完了時には、製造元発行の所定の保証書を提出し、使用方法・維持管理方法等必要事項の説明を行うこと。
- (3) サポート窓口を設け、故障時のサービス対応は、迅速に対応すること。

#### 14. 納品物

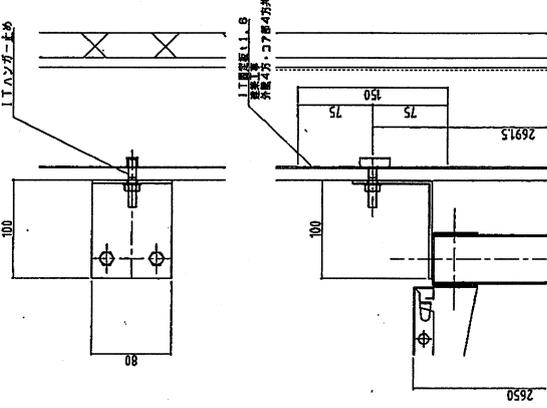
引渡完了時には、設置完成図及び日本語操作マニュアルを2部提出すること。

#### 15. 仕様変更および未定義事項

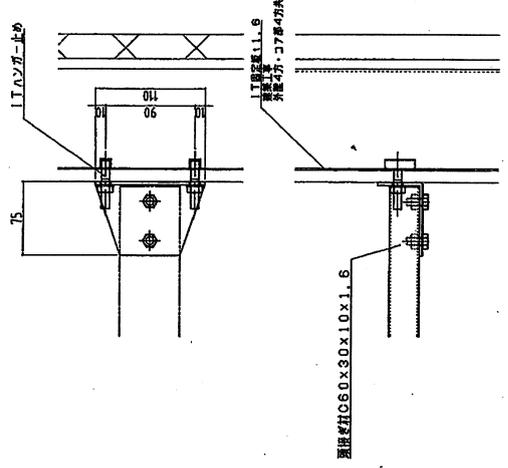
案件を遂行する上で役務内容、仕様もしくは条件に疑問点や変更が生じた場合、または仕様書に記載のない内容については、直ちに受注者と本学で協議し、解決に向けて最善の努力を行うこと。



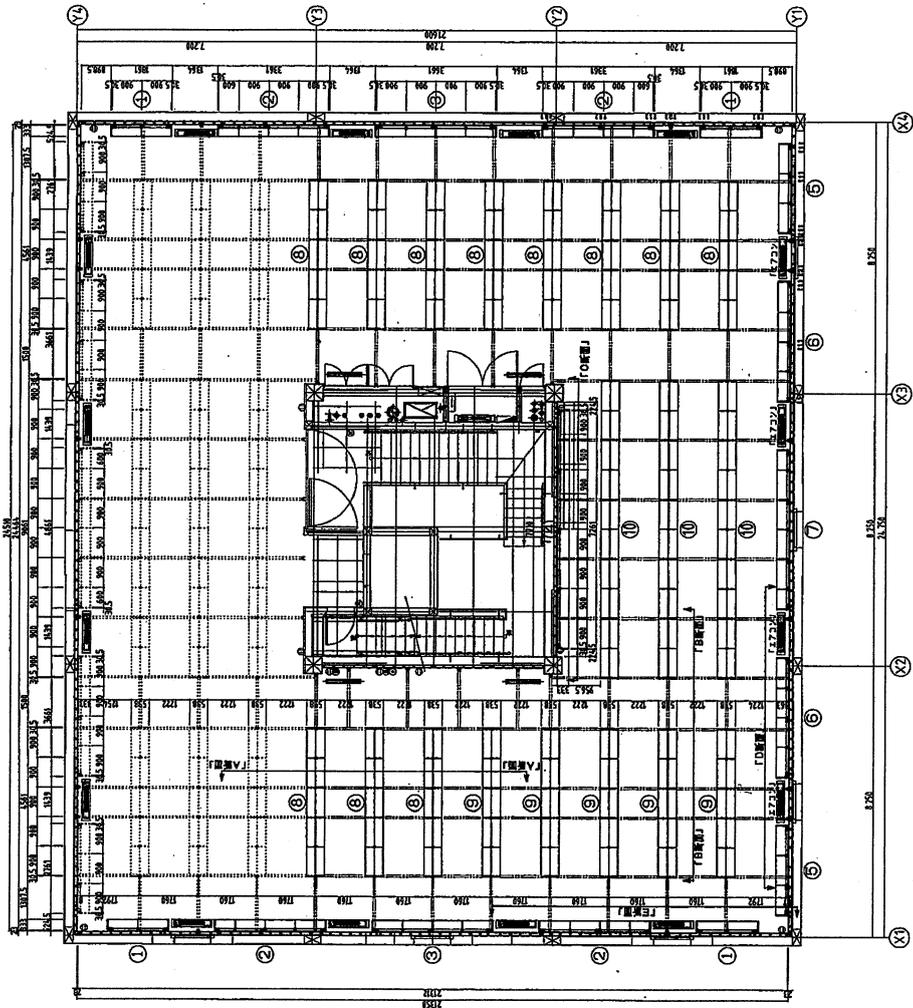
『金物はクロ色とする』

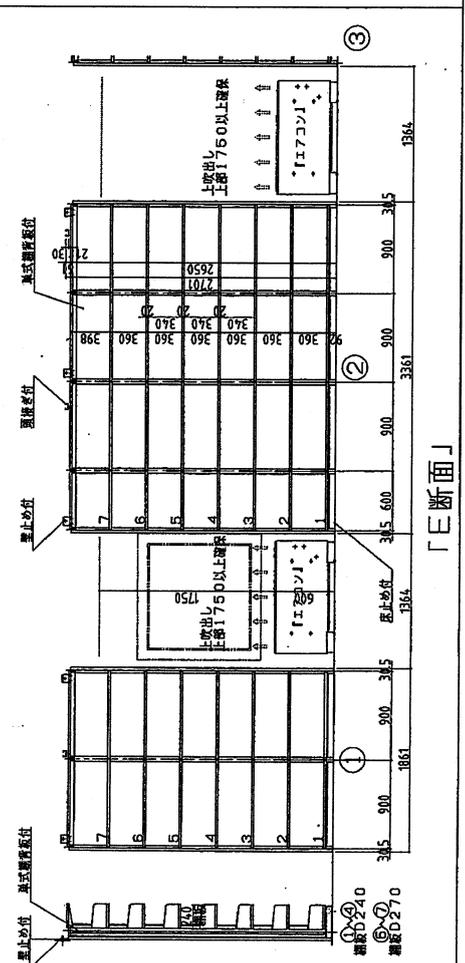
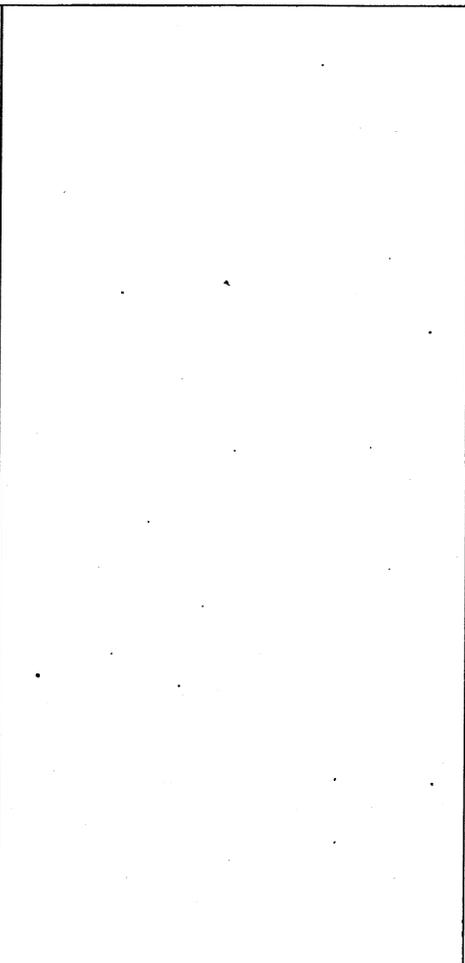
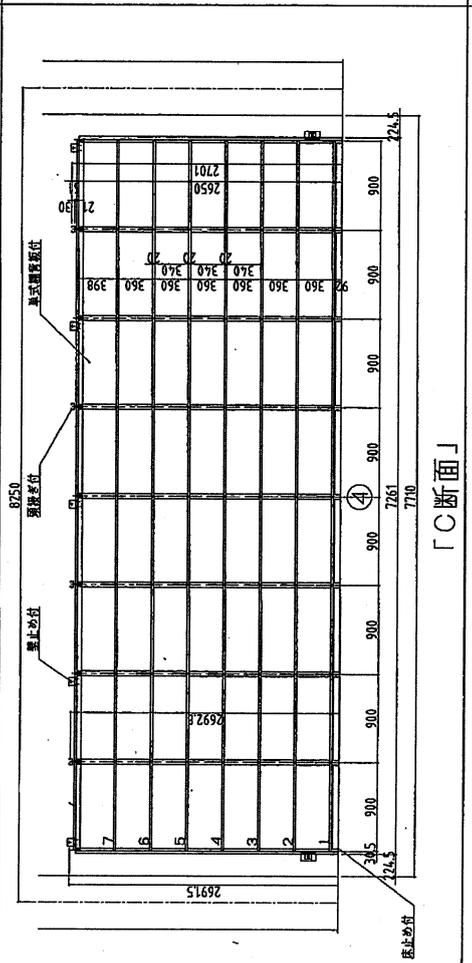
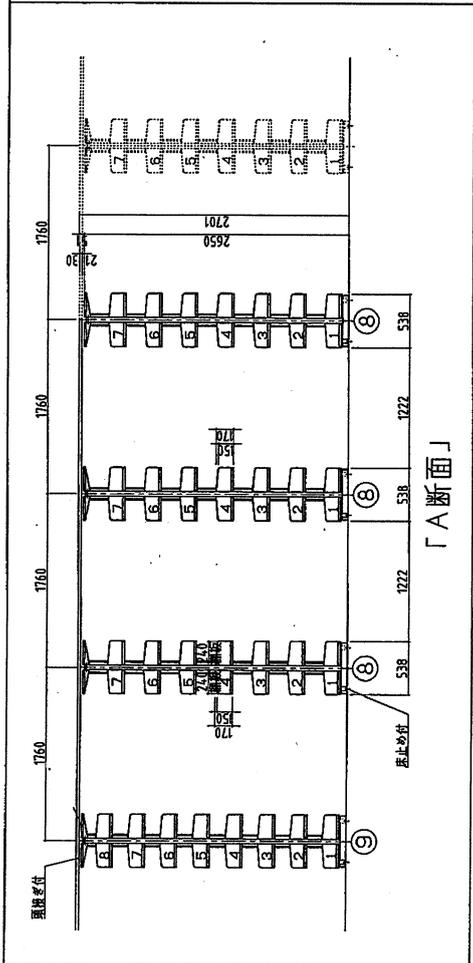
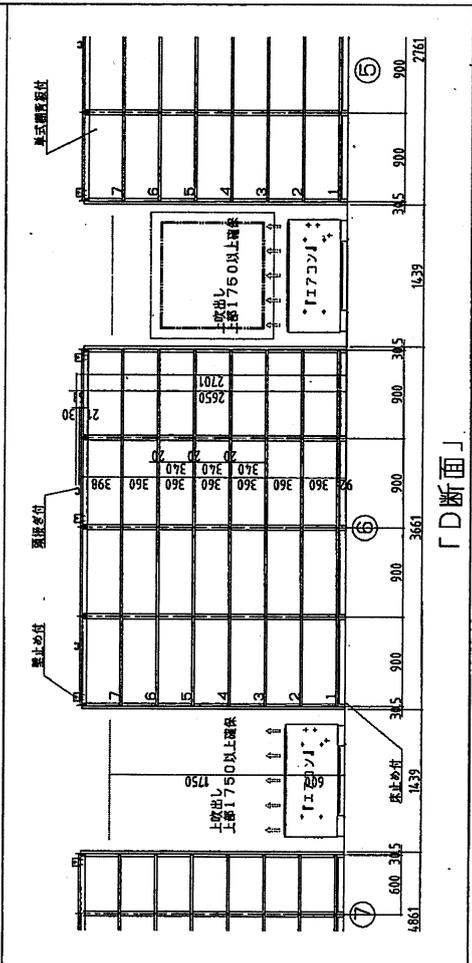
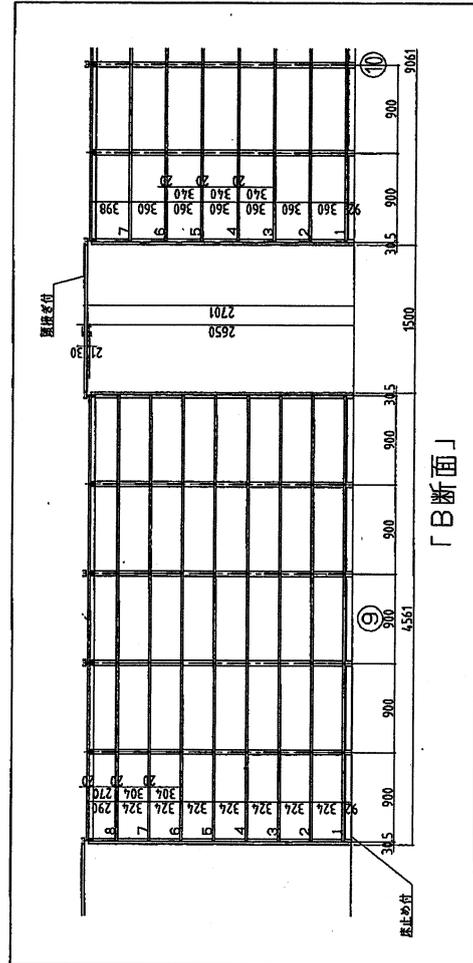


【1 詳細図】



【2 詳細図】





縮尺 1/20  
 ① 基礎部分  
 ② 柱部分  
 ③ 梁部分  
 ④ 床部分  
 ⑤ 屋根部分